

## 入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成28年12月14日  
本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 三原 修二

### 記

#### 1 業務内容

- (1)業務件名 平成28年度淡路S A来場者等調査業務
- (2)業務内容 本業務は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）が利用促進策の一環として実施する淡路S Aでのイベントの効果等の検証をすることを目的に、イベント開催日と非開催日の来場者のレストハウスの出入状況定点調査を実施し、その後、集計・報告書（グラフ等）作成を実施するものである。  
また、イベント開催日については、お客様へのアンケート調査を実施し、その後、集計・報告書（グラフ等）作成を実施するものである。
- (3)履行期間 契約締結の日の翌日から平成29年3月30日まで
- (4)入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5)その他 本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、競争参加資格の確認結果は通知しない。

#### 2 競争参加申請書の作成及び提出に関する事項

- (1)申請書の提出 入札参加希望者は、過去の契約実績等を証明する書類を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- (2)申請書の作成 申請書は、別添1の競争参加資格確認申請書に基づき作成するものとする。

- (3)申請書の入手方法 入札参加希望者は、入札説明書、入札広告の写し、契約書案、仕様書、設計書及び入札及び見積り手引きを入札広告の日から平成29年1月4日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで、下記の場所において無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

（住所）〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22  
(電話番号)078-291-1035  
(E-mail) keiyaku-honsha@jb-honshi.co.jp

申請書の入手を希望する者は、以下の必要事項を入力した電子メール（テキスト入力）を、上記の電子メールアドレスに送信するものとする。申請書の交付は、電子メールによ

り行うが、本四会社からの受信確認は行わない。必要事項は間違いのないよう入力すること。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、本四会社は責任を負わない。

必要事項 メール件名：平成28年度淡路S A来場者等調査業務

- ①業者名
- ②担当部署
- ③担当者名
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しない。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便によりCD-Rを無料で交付する。

(4)申請書の提出期間及び提出場所

申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成28年12月14日(水)から平成29年1月4日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
- ②提出場所 (3)に同じ。郵送等(書留郵便又は信書便。提出期間内必着)又は持参すること。電送によるものは受け付けない。

### 3 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

(1)次の各号の一に該当しない者であること。

- 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- 二 本四会社の過去2年以内において次のイからチまでのーに該当したと認められる者
  - イ 契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ヘ 提出した書類に虚偽の記載をした者
  - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
  - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2)業務実績

平成23年度以降において、次に掲げる業務の実績があることを証明できる者であること。

- ・当該業務と同規模の来場者調査業務及び個別インタビューによるアンケート調査業務を実施した実績

(3)過去2年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと並びに申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から指名停止等を受

けていないこと及び申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)に基づき、指名停止を受けていないこと。

- (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5)民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。
- (6)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。
- (7)競争参加資格確認申請書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書(国税通則法施行規則別表第9号様式(その3、その3の2又はその3の3のいずれか。))の写しを提出できる者であること。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所等

- ①日時:平成29年1月11日(水) 11時00分
- ②場所:上記2(3)の入札室
- ③方法:入札者又はその代理人が持参し、開札に立ち会うこと。

#### 5 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とし、競争参加資格の確認をもって落札者とする。

#### 6 その他

- (1)提出された申請書は、返却しない。
- (2)入札保証金 免除
- (3)手続に関する問合せ先は、記2(3)に同じ。
- (4)申請書又は業務実績を証明した資料に虚偽を記述した者は、当該業務の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。  
また、申請書又は業務実績を証明した資料に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
- (5)競争参加資格の認定において、業務経歴、信用度等を確認できない場合においては、落札予定者へ登記事項証明書の写し等の提出を求めることがある。
- (6)契約書作成の要否 要  
なお、本四会社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。  
(詳細は、本四会社ホームページ  
[http://www.jb-honshi.co.jp/corp\\_index/keiyaku/denshikeiyaku/](http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/denshikeiyaku/) による。)

別添1 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 三原 修二 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
メールアドレス

印

平成28年12月14日付けで入札広告のありました平成28年度淡路S A来場者等調査業務に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、上記広告に示された競争参加資格に係る条件を全て満足しています。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合、速やかに書面をもって申し出ます。

【添付書類】

- 1 企業の平成23年度以降の業務実績(様式1)
- 2 契約書(写)等(過去の業務実績を証明できる書類)
- 3 納税証明書(国税通則法施行規則別表第9号様式(その3、その3の2又はその3の3のいずれか。))

(様式1)企業の平成23年度以降の業務実績

会社名)○○○株式会社

業務分類	・当該業務と同規模の来場者調査業務及び個別インタビューによるアンケート調査業務を実施した実績
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務実績を証明できる資料として、契約書の写し等を添付すること。